

桐生市空き家・空き地バンク登録申請書（新規・再登録）

年 月 日

(宛先) 桐生市長

1 空き家・空き地の概要について			
所在地			
所有者			
空き家・空き地の区分		<input type="checkbox"/> 空き家	<input type="checkbox"/> 空き地 <input type="checkbox"/> 付帯物件あり
建物面積 (㎡)			
土地面積等 (㎡)			
建築年/空き家になった時期		年築/ 年頃から空き家	
構造・間取り			
売却希望価格又は月額賃料		<input type="checkbox"/> 売買 円	<input type="checkbox"/> 賃貸 (月額) 円
※必須 ^{かし} 瑕疵の有無 (注4)		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()	
交通	最寄り駅 バス停		
備考	電気・ガス・水道 付帯物件・リフォーム の有無等		
2 申請者について (ホームページには掲載されません。)			所有者との関係 ()
氏名 (自署)		宅建協会桐生支部 希望業者	全日本不動産協会 群馬県本部希望業者
住所	〒 —	有・無 ※有る場合には業者 名を記入	有・無 ※有る場合には業者 名を記入
電話/ファックス	/	()	()
メールアドレス			

注1 登録期間は、原則として登録日から2年です。

注2 登録の際、宅地建物取引業協会桐生支部もしくは全日本不動産協会群馬県本部所属の不動産業者が担当となります。仲介業務等は、担当業者が行います。

注3 添付書類 調査完了後：土地・建物の登記事項証明書及び公図 / 再登録時：土地・建物の登記事項証明書

注4 ^{かし} 瑕疵とは、構造部分の欠陥や敷地・建物内における事故の有無等、目に見えない欠陥をいいます。

【例】心理的瑕疵（事件・事故）、環境的瑕疵（騒音・振動・悪臭等）、法的瑕疵（違反建築・再建築不可等）
物理的瑕疵（土壌汚染・地盤沈下・雨漏り・ひび割れ・傾斜等）があります。

桐生市記載欄

本人確認：	受付方法： 郵送・来室・その他()	担当：
-------	-----------------------	-----